

社会福祉法人弥富市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 評議員
- (6) 心配ごと相談員
- (7) 結婚相談員
- (8) 第三者委員
- (9) 福祉実践教室講師等

(報酬)

第3条 前条第1号に規定する者に報酬として月額50,000円を支給する。

2 前条第2号に規定する者が会長代理で公式行事に出席したとき、又は本会主催行事に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

3 前条第2号から第5号に規定する者が、本会理事会、決算監査、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。ただし、監事のうち、社会福祉法第44条に規定する財務諸表を監査できる者にあつては、日額10,000円を支給する。

4 前条第6号から第9号に規定する者が、その職務に従事したときは、報酬として日額4,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、弥富市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年弥富町条例第11号)に定める額とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。